

議案第29号

守口市市税条例の一部を改正する条例案

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成24年6月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の守口市市税条例第27条の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。